

# 奈良市公報

## 号外第4号

平成19年 2月26日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 条 例

- 奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例…………… 1
- 奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…………… 2
- 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例… 2
- 奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例…………… 2
- 奈良市体育施設条例の一部を改正する条例…………… 4

#### 規 則

- 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則…………… 5
- 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………11
- 奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則……………11

#### 告 示

- 放置自転車等の保管（2件）……………14
- 地縁による団体の認可……………14
- 平成19・20年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領……………16
- 平成19年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領……………17
- 開発行為に関する工事の完了……………20
- 放置自転車等の保管……………20
- 平成18年度市・県民税納税通知書等の公示送達……………20
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………20
- 指定管理者の指定……………21
- ジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種(二種混合)の実施……………21
- 開発行為に関する工事の完了……………22
- 放置自転車等の保管……………22
- 奈良市排水設備指定工事店の指定取消し……………22
- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………22
- 放置自動車の処分等……………22
- 奈良市排水設備指定工事店の指定取消し……………22

- 開発行為に関する工事の完了……………23
- 納期限変更告知書の公示送達……………23
- 結核指定医療機関の指定……………23
- 道路の位置指定の全部廃止……………23
- 道路の位置指定……………23
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………23
- 奈良市月ヶ瀬観光会館の臨時開館……………24
- 放置自転車等の保管……………24
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………24
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………24
- 指定地域密着型サービス事業者等の指定……………24

#### 監 査

- 地方自治法第199条第7項の規定による監査の実施結果……………24
- 定期監査の実施結果……………34

#### 公 営 企 業

- 平成19年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領……………36
- 平成19・20年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領……………38
- 奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………40
- 奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程……………40

#### 教 育 委 員 会

- 指定管理者の指定……………41
- 定例教育委員会の開催……………41

#### 選 挙 管 理 委 員 会

- 平成19年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名……………41

#### 農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………42

### 条 例

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

#### 奈良市条例第55号

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）の一部を次のように改正する。  
別表市長の項に次のように加える。

奈良市職員 分限懲戒審 査委員会	職員の分限処分（地方公務員法第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分の基礎となる事実及び同法の適用についての審査に関する事務
------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。  
(平成18年12月20日揭示済)

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第56号

奈良市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奈良市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年奈良市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成19年1月1日から同年6月30日までの間、市長及び助役の給料月額、別表及び前項の規定にかかわらず、同表に規定する額（同年1月1日から同年3月31日までの間は、同項の規定により算定した額）から、市長にあつてはその額に100分の20を乗じて得た額、助役にあつてはその額に100分の15を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条、第6条及び第7条第3項の規定を適用する場合における給料月額は、別表に規定する額とする。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。  
(平成18年12月20日揭示済)

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第57号

財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例及び奈良市行政財産使用料条例の一部を改正する条例（財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正）

第1条 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（行政財産の無償貸与又は減額貸与）」に改め、同条中「行政財産である土地」を「行政財産」に、「地上権」を「私権」に改める。  
(奈良市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 奈良市行政財産使用料条例（昭和49年奈良市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、後納することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。  
(平成18年12月20日揭示済)

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第58号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例 奈良市地域ふれあい会館条例（平成8年奈良市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

奈良市西大寺北地域ふれあい会館	奈良市西大寺東町一丁目1番15号
-----------------	------------------

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。  
(平成18年12月20日揭示済)

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第59号

奈良市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東部第1地区農業集落排水処理施設	奈良市大柳生町、阪原町、須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町
------------------	-------------------------------------

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。  
(平成18年12月20日揭示済)

奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市条例第60号

奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第 1 条 奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金  
条例（昭和39年奈良市条例第11号）の一部を次のように  
改正する。

第 2 条中「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を  
定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」とい  
う。）別表第 3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償  
の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以  
下「省令」という。）別表第 2」に改める。

第 3 条第 3 項中「障害の等級」を「障害等級」に改め  
る。

第 4 条中「政令」を「非常勤消防団員等に係る損害補  
償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下  
「政令」という。）」に改める。

別表第 2 備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等  
級」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 障害等級は、省令別表第 2 に定める障害等級に  
よる。

2 障害等級及び金額の決定については、政令第 6  
条第 5 項から第 8 項（第 6 項第 1 号を除く。）ま  
で及び省令第 3 条第 2 項の規定の例による。

（奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）

第 2 条 奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈  
良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同  
項第 1 号中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 6 条中「、当該非常勤消防団員等に対して」を削る。

第 8 条中「、当該非常勤消防団員等に対して」及び「、  
1 日」を削る。

第 8 条の 2 第 1 項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に  
従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の  
業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかか  
り、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後 1 年 6 箇月  
を経過した日において次の各号のいずれにも該当する  
場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することと  
なった場合には、市は、その状態が継続している期間、  
傷病補償年金を支給する。

(1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと。

(2) 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次条第 2  
項に規定する第 1 級から第 3 級までの各障害等級に  
相当するものとして規則で定める第 1 級、第 2 級又  
は第 3 級の傷病等級に該当すること。

第 8 条の 2 第 3 項中「別表第 2 中の」を削り、「障害  
の等級」を「傷病等級」に改め、同項を同条第 4 項とし、  
同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1  
項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害  
の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第 2 号の傷  
病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに  
応じ、1 年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数

を乗じて得た額とする。

(1) 第 1 級 313倍

(2) 第 2 級 277倍

(3) 第 3 級 245倍

第 9 条第 1 項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に  
従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の  
業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかか  
り、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する  
程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償  
として、同項に規定する第 1 級から第 7 級までの障害  
等級に該当する障害があるときには、当該障害が存す  
る期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する  
第 8 級から第 14 級までの障害等級に該当する障害があ  
るときには、障害補償一時金を支給する。

第 9 条第 7 項中「別表第 3 中の」を削り、「等級」を  
「障害等級」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6  
項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条  
第 8 項とし、同条第 5 項を削り、同条第 4 項中「等級」  
を「障害等級」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第  
3 項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号  
中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第 6 項と  
し、同条第 2 項中「別表第 3 に定める」を「障害等級に  
該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ず  
る等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第 5  
項とし、同条第 1 項の次に次の 3 項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものか  
ら順に、第 1 級から第 14 級までに区分するものとする。  
この場合において、各障害等級に該当する障害は、規  
則で定める。

3 障害補償年金の額は、1 年につき、次の各号に掲げ  
る障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同  
じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を  
乗じて得た額とする。

(1) 第 1 級 313倍

(2) 第 2 級 277倍

(3) 第 3 級 245倍

(4) 第 4 級 213倍

(5) 第 5 級 184倍

(6) 第 6 級 156倍

(7) 第 7 級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級  
に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて  
得た額とする。

(1) 第 8 級 503倍

(2) 第 9 級 391倍

(3) 第 10 級 302倍

(4) 第 11 級 223倍

(5) 第 12 級 156倍

(6) 第 13 級 101倍

(7) 第 14 級 56倍

第9条の2第1項本文を次のように改める。

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、市は、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で定める金額を支給する。

第9条の2第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第11条第1項第4号を次のように改める。

(4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、規則で定める障害の状態(次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。)にあること。

第12条第1項第1号中「障害の状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号及び第2号中「障害の状態」を「特定障害状態」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号並びに第16条の2第1項第2号中「障害の状態」を「特定障害状態」に改める。

第18条中「、葬祭補償として」を削り、「対して」を「対して、葬祭補償として」に改める。

第18条の2中「防禦」を「防御」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項」に、「別表第2に定める第1級の等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、同表に定める第2級の等級」を「第1級の傷病等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、同表に定める第2級の等級」を「第1級の障害等級に該当する障害に係るものにあつては100分の40、第2級の障害等級」に改める。

附則第3条の3第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「別表第3に定める障害の等級」を「加重後の障害等級」に改める。

附則第3条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

3 第2条の規定による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例の規定は、平成18年4月1日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、なお従前の例による。

(平成18年12月20日揭示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

#### 奈良市条例第61号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例(昭和60年奈良市条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表第1庭球場の部奈良市大亀谷コートの項を削る。

附 則

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(平成18年12月20日揭示済)

## 規 則

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

#### 奈良市規則第92号

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和60年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第1条から第3条までを次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例(昭和28年奈良市条例第24号)第2条の規定により、奈良市職員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員若干名で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 市長公室担当助役
- (4) 市長公室長
- (5) 総務部長
- (6) 市職員

- 3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2項第3号から第5号までに規定する委員の任期は、それぞれその職にある期間とする。

(委員長)

第3条の2 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
  - 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、この規則による改正後の奈良市職員分限懲戒審査委員会規則第2条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

(平成18年12月20日揭示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第93号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則(昭和41年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1号中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(傷病等級)

第8条の3 条例第8条の2第1項第2号に規定する規則で定める傷病等級は、別表第1のとおりとする。

(障害等級に該当する障害)

第8条の4 条例第9条第2項に規定する各障害等級に該当する障害は、別表第2に定めるところによる。

2 別表第2に掲げられていない障害であつて、同表に掲げる各障害等級に該当する障害に相当すると認められるものは、同表に掲げられている当該障害等級に該当する障害とする。

第9条の2第3号を削り、同条を第9条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

(介護補償の請求)

第9条の5 非常勤消防団員等は、条例第9条の2の規定

による補償を受けようとするときは、別記第12号様式の2による介護補償費支払請求書に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 扶養親族のある場合は、第8条第2項に定める書類
- (2) 障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師の診断書
- (3) 介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるときは、当該介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出した額を証明することができる書類

第9条の次に次の2条を加える。

(介護補償に係る障害)

第9条の2 条例第9条の2第1項の規則で定める障害は、介護を要する状態の区分に応じ、別表第3に定める障害とする。

(介護補償に係る金額)

第9条の3 条例第9条の2第1項の規則で定める金額は、別表第4の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(特定障害状態)

第10条の2 条例第11条第1項第4号の規則で定める障害の状態は、別表第2に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能又は精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害がある状態とする。

附則の次に別表として次の4表を加える。

別表第1(第8条の3関係)

傷病等級	障 害 の 状 態
第1級	1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃しているもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃しているもの 9 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第2級	1 両眼の視力が0.02以下になっているもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 4 両上肢を手関節以上で失ったもの 5 両下肢を足関節以上で失ったもの

	6 前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 6 第3号及び第4号に掲げるもののほか、常に労務に服することができないものその他前各号に掲げるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

	3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したものの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したものの 7 1下肢の用を全廃したものの 8 両足の足指の全部を失ったもの
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になつたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの 8 1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になつたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表第2 (第8条の4・第10条の2関係)

障害等級	障 害
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したものの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したものの
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの 2 両眼の視力が0.02以下になつたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの

	<p>6 1手の母指を含み3の手指を失つたもの又は母指以外の4の手指を失つたもの</p> <p>7 1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1足をリスフラン関節以上で失つたもの</p> <p>9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>11 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>12 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>13 両側の睾丸を失つたもの</p>	<p>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>12 1手の母指又は母指以外の2の手指を失つたもの</p> <p>13 1手の母指を含み2の手指の用を廃したもの又は母指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失つたもの</p> <p>15 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>16 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
<p>第8級</p>	<p>1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になつたもの</p> <p>2 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>3 1手の母指を含み2の手指を失つたもの又は母指以外の3の手指を失つたもの</p> <p>4 1手の母指を含み3の手指の用を廃したもの又は母指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>8 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>9 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>10 1足の足指の全部を失つたもの</p>	<p>第10級</p> <p>1 1眼の視力が0.1以下になつたもの</p> <p>2 正面視で複視を残すもの</p> <p>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</p> <p>7 1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの</p> <p>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失つたもの</p> <p>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
<p>第9級</p>	<p>1 両眼の視力が0.6以下になつたもの</p> <p>2 1眼の視力が0.06以下になつたもの</p> <p>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>9 1耳の聴力を全く失つたもの</p> <p>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p>	<p>第11級</p> <p>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</p> <p>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの</p> <p>7 脊柱に変形を残すもの</p> <p>8 1手の示指、中指又は環指を失つたもの</p> <p>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>

第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手の小指を失ったもの 10 1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15 女子の外貌に醜状を残すもの
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面視以外で複視を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 1手の小指の用を廃したもの 8 1手の母指の指骨の一部を失ったもの 9 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 11 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
6 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
7 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの
9 局部に神経症状を残すもの
10 男子の外貌に醜状を残すもの

別表第3 (第9条の2関係)

介護を要する状態の区分	障 害
常時介護を要する状態	1 別表第1第1級の項第3号又は別表第2第1級の項第3号に該当する障害 2 別表第1第1級の項第4号又は別表第2第1級の項第4号に該当する障害 3 前2号に掲げるもののほか、別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であつて、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
随時介護を要する状態	1 別表第1第2級の項第2号又は別表第2第2級の項第3号に該当する障害 2 別表第1第2級の項第3号又は別表第2第2級の項第4号に該当する障害 3 別表第1第1級の項又は別表第2第1級の項に該当する障害であつて、前2号に掲げるものと同程度の介護を要するもの

別表第4 (第9条の3関係)

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が104,590円を超えるときは、104,590円)



	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が56,710円以下であるときに限る。)	月額56,710円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,300円を超えるときは、52,300円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,360円以下であるときに限る。)	月額28,360円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

別記第12号様式の次に次の1様式を加える。

第12号様式の2

- 消防団員     水防従事者  
 水防団員     応急措置従事者  
 消防作業従事者     救急業務協力者

介護補償費支払請求書

(あて先) 奈良市長  
 ※  
 下記のとおり介護補償費の支払いを請求  
 します。

非常団 動員消等	住所			
	氏名 <small>ふりがな</small>	生年月日	年	月 日

事故が発生した日時

年 月 日 午 前 時 分  
後

(受けている年金の種類)	(年金支払決定番号)
<input type="checkbox"/> 傷病補償年金 (傷病等級第 級第 号)	ビ _____
<input type="checkbox"/> 障害補償年金 (障害等級第 級第 号)	シ _____

介護を要する状態の常時又は随時の別

常時介護を要する状態       随時介護を要する状態

請求内容	請求対象年月	介護費用を支出せずに介護を受けた日の有無	介護費用として支出した額	請求月額
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円
	年 月	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	円	円

介護を受けた場所

居宅  
 病院・施設等 (名称: \_\_\_\_\_)  
 入院・入所期間 年 月 日 ~ 年 月 日

介護に 従事し た者	氏名	請求者との 続柄又は関係	介護に従事した期間
			年 月 日 ~ 年 月 日
			年 月 日 ~ 年 月 日

介護補償費請求額 \_\_\_\_\_ 円

※介護補償費支払額	※受理	年 月 日
	※送金	年 月 日

(注) 裏面に「記載心得」あり。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成18年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成18年4月1日からこの規則の施行の日の属する月の末日までに支給すべき事由が生じた障害補償及び遺族補償に係る新規則別表第2の規定の適用については、当該支給すべき事由が脾臓又は一側の腎臓を失ったものである場合（同表の第7級の項第5号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の第8級の項に相当する障害があるものとする。
- 3 平成18年4月1日からこの規則の施行の日までに、奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第60号）第2条の規定による改正前の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて傷病補償年金、障害補償、介護補償又は遺族補償（以下「傷病補償年金等」という。）を支給された者で奈良市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第60号）による改正後の奈良市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）及び新規則の規定による傷病補償年金等を受けることとなるものについては、旧条例の規定に基づいて支給された傷病補償年金等は、それぞれ新条例及び新規則の規定による傷病補償年金等の内払とみなす。

(平成18年12月20日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第94号

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、その期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。

第14条第1項に次の各号を加える。

- (1) 公務上又は通勤による負傷又は疾病 引き続き1年を超えない期間
- (2) 結核性疾患 引き続き1年を超えない期間
- (3) その他の負傷又は疾病 一の年につき90日を超えず、かつ、引き続き90日を超えない期間

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に承認されている病気休暇（公務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患によるものを除く。）については、この規則の施行の日以後の日数に限り、この規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則第14条に規定する期間に算入するものとする。

(平成18年12月28日揭示済)

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第95号

奈良市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

奈良市職員安全衛生規則（昭和55年奈良市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「所属長」の次に「及び各任命権者の人事担当課長」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 所属長は、第1項各号に掲げる職員の当該就業禁止の期間、休職の期間又は病気休暇の期間が引き続き1月を超えることとなる場合においては、当該就業を禁止された日、休職を命じられた日又は病気休暇を受けた日から1月を経過するごとに療養状況確認書（別記第3号様式）により、当該職員の療養の状況を、各任命権者の人事担当課長を経て総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

別記第1号様式中

「	明 大 年 月 日 生 ( 歳 ) 昭	を	」
「	年 月 日生 ( 歳 )	に	」

改め、「昭和」を削る。

別記第2号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第28条関係)

療 養 報 告 書

年 月 日

(あて先) 総括安全衛生管理者

次のとおり私の治療及び休養の状況について報告します。

氏 名	Ⓜ	男 女	年 月 日生 ( 歳)	
所 属		職 種		
休務期間	年 月 日から 年 月 日まで (療養開始日 年 月 日)			
	1 通院	病院又は 医 院	(名称) (電話) (住所) (主治医名)	
		2 入院	病院又は 医 院	(名称) (電話) (住所) (主治医名)
	病 名			
	1 現在の体の具合はどうですか。			
2 治療について				
通院日	治療内容	投薬の有無及び内容		
年 月 日		無・有 (薬名 投薬日数 )		
年 月 日		無・有 (薬名 投薬日数 )		
年 月 日		無・有 (薬名 投薬日数 )		
年 月 日		無・有 (薬名 投薬日数 )		
3 1月ほど前と比べてどうですか。				
4 その他の生活状況				

別記第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3 号様式 (第28条関係)

療 養 状 況 確 認 書

年 月 日

(あて先) 総括安全衛生管理者

所属長

印

職員氏名				
休務期間	年 月 日から 年 月 日まで (療養開始日 年 月 日)			
病 名				
療 養 状 況	確認日	年 月 日 ( )	確認者	
	内 容			
	確認日	年 月 日 ( )	確認者	
	内 容			
	確認日	年 月 日 ( )	確認者	
	内 容			
	確認日	年 月 日 ( )	確認者	
	内 容			

附 則

この規則は、平成19年 1月 1日から施行する。

(平成18年12月28日揭示済)

## 告 示

### 奈良市告示第766号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年12月17日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市民生活部市民安全室地域安全課  
電話0742-34-1111代表  

（平成18年12月18日揭示済）

### 奈良市告示第767号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年12月19日

- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

（平成18年12月19日揭示済）

### 奈良市告示第768号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 名称  
学園朝日元町二丁目北自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、規約第3条に定める区域における会員相互及び諸団体との協力・協調のもとに、会員の親睦と福祉の増進を図るとともに、地域生活環境の整備や防災、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成のための共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利を所有する。  
本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 会員相互の親睦に関すること
  - (2) 会員相互扶助活動に関すること
  - (3) 地域生活環境の美化及び自主防災・防犯に関すること
  - (4) 会員相互の連絡及び各種団体との連絡調整に関すること
  - (5) 行政との連絡調整協議及び行政情報の活用に関すること
  - (6) 所有する資産の管理及び運営に関すること
  - (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 3 区域  
奈良市学園朝日元町二丁目のうち、別紙「学園朝日元町二丁目北自治会区域地番」に表示する区域とする。
- 4 事務所  
奈良市学園朝日元町二丁目1909番地の9
- 5 代表者の氏名及び住所  
川畑 雅洋  
奈良市学園朝日元町二丁目1909番地の9
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
いずれもなし
- 7 代行者の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
なし
- 9 認可年月日  
平成18年12月19日

「別紙」

学園朝日元町二丁目北自治会 区域表示地番

※以下は一地番を除き、いずれも学園朝日元町二丁目の地番を表示

中山町西4丁目559-4	529-2	559-1
472-3	529-4	559-2
472-4	529-7	559-8
472-5	529-12	559-11
472-6	529-13	559-12
472-8	529-14	559-14
472-9	529-15	559-15
472-11	529-16	559-16
472-12	529-24	559-20
472-13	529-25	559-25
472-14	529-25	559-32
472-14	529-34	559-35
472-15	529-35	559-36
472-16	529-36	559-37
476-1	529-43	559-39
476-4	529-44	559-42
476-7	529-45	559-45
476-8	529-46	559-46
476-9	529-47	559-48
476-10	529-48	559-49
483-1	529-49	559-50
483-3	529-50	559-52
484-5	529-51	572-6
484-9	529-52	1905-1
485-2	529-53	1908-6
488-12	529-54	1909-5
488-14	529-55	1909-6
488-17	529-56	1909-7
488-19	529-57	1909-8
488-20	529-58	1909-9
488-21		1909-10
488-25		1910-3
488-28		1911-16
488-29		1911-29
488-35		1911-30
488-36		1911-31
		1030-1
		1913-1
		1931-1
		1931-2

(平成18年12月19日揭示済)

奈良市告示第769号

平成19・20年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

平成19・20年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成19・20年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

- 1 指名競争入札（見積り）に参加する者に必要な資格
  - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 平成17・18年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合、平成16・17年度分）及び固定資産税に係る滞納税額がないこと。
  - (3) 平成17・18年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。
  - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
  - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
  - (1) 受付期間  
平成19年2月14日（水）～平成19年2月28日（水）  
（日曜日及び土曜日を除く。）

別表第1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等） （様式第1号）	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 （様式第2号-1） （様式第2号-2）	○	○	
3	契約実績調書 （様式第3号）	○	○	過去2年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 （様式第4号-1） （様式第4号-2）	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
例一警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。				
5	使用印鑑届 （様式第5号）	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。

- (2) 受付時間  
午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
- 3 受付場所及び申請方法
  - (1) 受付場所 奈良市役所 北棟6階 第23会議室  
〈問い合わせ先〉奈良市総務部監理課  
TEL 0742-34-4743
  - (2) 申請方法 郵送または持参受付とします。  
（市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者は可能な限り郵送で申請してください。）  
（郵送受付は2月1日から2月28日までの消印有効とします。）  
（後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）
- 4 郵送先  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 総務部監理課 物品入札係
- 5 登録有効期間  
2年間（平成19年4月1日～平成21年3月31日）
- 6 その他留意事項
  - (1) 新規に申請された方は、原則として1年間は指名を留保します。
  - (2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載されます。又、ホームページをご覧になれない方については、総務部監理課窓口にあります（平成19年1月以降）が、郵送でのお取り寄せはできません。
  - (3) 提出書類はクリアフォルダー（A4 透明）に入れて提出してください。
  - (4) 継続の登録において会社に変更（合併等）の場合は、旧名称を記載してください。



6	委任状 (様式第6号)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任する場合(注)委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第7号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書(原本)	○	○	法人…法務局 個人…市町村
9	商業登記簿謄本(写し可)	○		法務局が証明するもの。
10	納税証明書(写し可) *市内業者(本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む)  ・市・県民税 (法人市民税) (最近2箇年分) ・固定資産税 (最近2箇年分)  *市外業者(国税) 個人……所得税 (その3又はその3の2) 法人……法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成17・18年度分の市民税 (法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は平成16・17年度分)及び固定資産税 (市民税課で証明)  (税務署で証明)
	納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 (最近2箇年分)		○	個人 平成17・18年度分の国民健康保険料(平成18年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの)  (国保年金課で証明)

(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。  
・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。  
・番号9・10の書類については、複写を認めます。

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人

印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続きが必要です。

8 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から様式第7号まで省略  
(平成18年12月20日揭示済)

奈良市告示第770号

平成19年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

平成19年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11

第2項の規定により、平成19・20年度において、奈良市が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市外業者（市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者）については、今回は基準年受付となり、平成19年度・平成20年度の2年間の有効期間となります。なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）および準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、追加年受付となり、平成19年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方および、平成18年2月に申請されなかった方です。

#### 1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成17・18年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分）および固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成17・18年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。

2 受付期間 平成19年2月14日（水）から同月28日（水）まで（土・日曜日を除く）

※郵送分については、平成19年2月1日（木）から受付します。

3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟6階 第23会議室  
〈問い合わせ先〉奈良市総務部監理課  
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法 郵送受付または持参としますが、市外業者は可能な限り郵送で申請してください。（郵送受付は2月28日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 郵送先 〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部監理課 工事入札係

7 登録有効期間 (1)市外業者 2年間(平成19・20年度)  
(2)市内業者・準市内業者 1年間(平成19年度)

#### 8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

#### 9 その他留意事項

(1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。

(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判

明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、総務部監理課に変更届を提出してください。

(5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

#### 10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

##### (1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（旧来の経営事項審査結果通知書）（平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有するもの）を受けている者

〈市内業者〉（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

- ① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市の様式）
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）（平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有するもの）

③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿および工事経歴書（写）

④ 建設業許可通知書（写）

⑤ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）

⑥ 商業登記簿謄本（写）（法人のみ）

⑦ 納税証明書（写）

・法人 平成17・18年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分）および固定資産税に係るもの

・個人 平成17・18年度分の市県民税および固定資産税に係るもの

⑧ 国民健康保険納付証明書（写）（個人業者のみで平成17・18年度分に係るもの）

※ 官公需適格組合（事業協同組合の場合）については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿（組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの）および審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

〈準市内業者〉（市内に建設業法に基づく支店等を有する者）

① 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（国土交通省（地方整備局等）様式）

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写）（平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有するもの）

- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿又は技術者経歴書(写)
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書(別表(役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写)
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写)
  - ・法人 平成17・18年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分)および固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成17・18年度分の市県民税および固定資産税に係るもの

〈市外業者〉(市内に建設業法に基づく本店および支店を有しない者)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)(平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿又は技術者経歴書(写)
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書(別表(役員名・営業所・当該各営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写)
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)
- ⑩ 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写)
  - ・法人 (その3)又は(その3の3)様式
  - ・個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1. 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
- 2. 測量業者(測量法による登録業者)

- 3. 建築設計業者(建築士法による登録業者)
- 4. 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
- 5. 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
- 6. その他(1～5以外で調査業務等について営業する者)

〈市内業者・準市内業者・市外業者共通〉

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 業態調書
- ③ 技術職員名簿又は技術者経歴書
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写)
- ⑤ 財務諸表(直近1年度分)
  - なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写)
  - ・市外業者  
法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写)
    - 法人 (その3)又は(その3の3)様式
    - 個人 (その3)又は(その3の2)様式
  - ・市内業者および準市内業者  
法人 平成17・18年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分)および固定資産税に係るもの  
個人 平成17・18年度分の市民税および固定資産税に係るもの
- ⑪ 国民健康保険納付証明書(写)(市内個人業者のみ・平成17年・18年度分に係るもの)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 申請書(奈良市の様式)
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高(販売・納入先等実績)、経営規模(自己資本金、職員数、営業年数)等を示す書類
- ④ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)

- ⑤ 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)
  - ⑥ 納税証明書(写)
    - ・市外業者  
法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写)  
法人(その3)又は(その3の3)様式  
個人(その3)又は(その3の2)様式
    - ・市内業者および準市内業者  
法人 平成17・18年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分)および固定資産税に係るもの  
個人 平成17・18年度分の市民税および固定資産税に係るもの
  - ⑦ 国民健康保険納付証明書(写)(市内個人業者のみ・平成17年・18年度分に係るもの)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(平成18年12月20日揭示済)

**奈良市告示第771号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成18年11月28日 奈良市指令都整開 第06A-44号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成18年12月20日 第1031号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市大宮町三丁目203番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都新宿区西新宿1丁目26番2号  
野村不動産株式会社  
代表取締役 鈴木 弘久  
兵庫県尼崎市潮江一丁目1番60号JR尼崎駅西NKビル8F  
ジェイアール西日本不動産開発株式会社  
代表取締役社長 森重 鉄雄

(平成18年12月20日揭示済)

**奈良市告示第772号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成18年12月21日
  - 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成18年12月21日揭示済)

**奈良市告示第773号**

平成18年度市・県民税納税通知書及び平成18年度(平成17年度相当分)市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成18年12月21日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成18年12月5日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成18年12月21日揭示済)

**奈良市告示第774号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成18年12月22日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年12月22日

奈良市公共下水道管理者  
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成19年1月5日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市学園大和町五丁目、秋篠町、秋篠早月町、六条西四丁目、七条東町、法華寺町、四条大路五丁目、三条大路五丁目、北之庄町、田中町及び山町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
三碓幹線-43	奈良市学園大和町五丁目204	奈良市学園大和町五丁目206
押熊第2幹線-42	奈良市秋篠町1428-3	奈良市秋篠町1420-5
西大寺北幹線-57	奈良市秋篠早月町194-10	奈良市秋篠早月町194-6
六条第2幹線-117	奈良市六条西四丁目1492-23	奈良市六条西四丁目1492-8
五条幹線-201	奈良市七条東町303-6	奈良市七条東町294-1
五条幹線-202	奈良市七条東町291-4	奈良市七条東町304-1
都跡幹線-277	奈良市法華寺町29-4	奈良市法華寺町28-1
三条大路幹線-29	奈良市四条大路五丁目429-4	奈良市四条大路五丁目429-6
三条大路幹線-30	奈良市三条大路五丁目167-4	奈良市三条大路五丁目167-12
三条大路幹線-31	奈良市三条大路五丁目473-2	奈良市三条大路五丁目471-2
流域南奈良幹線No.4-8	奈良市北之庄町28-2	奈良市北之庄町37-2
帯解幹線-135	奈良市田中町223-11	奈良市田中町221-7
帯解幹線-136	奈良市山町567	奈良市山町700
帯解幹線-137	奈良市山町567	奈良市山町721-2
帯解幹線-138	奈良市山町722	奈良市山町734-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成18年12月22日揭示済)

奈良市告示第775号

奈良市グリーンホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月22日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市鶴舞東町1番79-101号 鶴舞保育園内  
グリーンファミリー  
会長 芦田 一彦

2 指定管理者の指定の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市グリーンホール条例第3条第1項に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市グリーンホールの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市グリーンホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成18年12月22日揭示済)

奈良市告示第776号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項の規定によるジフテリア及び破傷風の第2期の予防接種(二種混

合)を行いますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により次のとおり公告します。

平成18年12月22日

奈良市長 藤原 昭

1 予防接種を受けられる者の範囲

小学校6年生(11歳以上13歳未満の者)

2 予防接種を行う日時及び場所

別紙のとおり

3 接種不相当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシー(即時型アレルギー反応のなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) けいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成18年12月22日揭示済)

奈良市告示第777号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年12月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成18年11月30日 奈良市指令都整開 第06A-46号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
  - (1) 開発行為 平成18年12月22日 第1032号
  - (2) 公共施設 平成18年12月22日 第451号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市柏木町451番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市柏木町398番地  
株式会社ホクシン  
代表取締役 平沢 雄一
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 道路  
奈良市柏木町451番地の2の一部
  - (2) 下水道  
奈良市柏木町451番地の2の一部

(平成18年12月22日揭示済)

奈良市告示第778号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年12月22日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月22日揭示済)

奈良市告示第779号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成18年12月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 取消し年月日

平成18年12月25日

2 指定工事店

指定番号 第294号

店舗の所在地 天理市中山町267番地

会社名 杉本鉄建設備株式会社

代表者 代表取締役 杉本 恵亮

(平成18年12月25日揭示済)

奈良市告示第780号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成18年12月25日

奈良市長 藤原 昭

1 指定年月日

平成18年12月25日

2 指定工事店

指定番号 第294号

店舗の所在地 天理市中山町518番地5

会社名 トータルハウスサポート有限会社

代表者 取締役 杉本 京

(平成18年12月25日揭示済)

奈良市告示第781号

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成8年奈良市条例第14号）第14条第4項の規定により、廃物として認定した放置自動車を同条例第16条第1項の規定により次のとおり処分等するので告示します。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

1 放置場所

奈良市法蓮東垣内町地内（市営住宅地内）

2 自動車の種類等

メーカー	車名	形式	色	登録番号	車台番号
三菱	ミニカ	軽自動車	白	不詳	H22A0032627

3 処分年月日

平成19年1月9日

4 処分等の内容

廃棄処分

5 連絡先

奈良市建設部住宅課 電話0742-34-8236

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第782号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和51年奈良市規則第11号）第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 取消し年月日

平成18年12月26日

2 指定工事店

指定番号 第150号

店舗の所在地 奈良市杏町306番地の3

会社名 株式会社 阪田組

代表者 代表取締役 阪田 敏博

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第783号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年11月21日 奈良市指令都整開 第06A-42号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成18年12月26日 第1033号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市百楽園二丁目440番地の64、440番地の156、440番地の157、440番地の158、440番地の159及び440番地の162

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県北葛城郡広陵町大字笠222番地の1

株式会社 ウエダ

代表取締役 上田 定央

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第784号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

1 送達をすべき文書

納期限変更告知書

2 送達を受けるべき者

省略

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第785号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
サン薬局 西大寺南店	奈良市西大寺国見町 一丁目1-133-117	平成18年12月25日

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第786号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告した建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の位置の指定を全部廃止しました。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	大阪市中央区南久宝寺町三丁目6番6号
申請者氏名	生和ホームズ株式会社 代表取締役 黒田 順一
道路の位置	奈良市西大寺本町188番地3及び188番地4の各一部
道路の幅員	最大6.0m 最小6.0m
道路の延長	21.27m
廃止年月日	平成18年12月26日
廃止番号	第18018号

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第787号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成18年12月26日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市西大寺東町二丁目1番63号
申請者氏名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 茂樹
道路の位置	奈良市二条町59番地の4並びに61番地の4、61番地の5、61番地の6、61番地の7、61番地の8及び61番地の9の各一部
道路の幅員	最大4.10m 最小4.00m
道路の延長	48.60メートル
指定年月日	平成18年12月26日
指定番号	第4014号

(平成18年12月26日揭示済)

奈良市告示第788号

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成18年12月27日

奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に開場する日・時間
奈良市転害門前観光駐車場	平成18年12月31日(日)午後8時～平成19年1月1日(祝)午前8時

(平成18年12月27日揭示済)

**奈良市告示第789号**

奈良市月ヶ瀬観光会館条例(平成17年奈良市条例第43号)第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に閉館します。

平成18年12月27日

奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に閉館する日
奈良市月ヶ瀬観光会館	平成19年2月15日(木)及び同月22日(木)並びに同年3月1日(木)、同月8日(木)、同月15日(木)、同月22日(木)及び同月29日(木)

(平成18年12月27日揭示済)

**奈良市告示第790号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年12月27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成18年12月27日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年12月27日揭示済)

**奈良市告示第791号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年12月27日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
廣瀬メンタルクリニック	奈良市西大寺国見町一丁目1-135	平成19年1月1日
西ノ京デンタルクリニック	奈良市西ノ京町151-7	平成18年12月1日

(平成18年12月27日揭示済)

**奈良市告示第792号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月27日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局 高の原店	奈良市右京四丁目14-33	平成18年11月30日

(平成18年12月27日揭示済)

**奈良市告示第793号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の10及び第115条の18の規定により公示します。

平成18年12月27日

奈良市長 藤原 昭

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2970300287	大和郡山市矢田町44-4	グループホーム やたさん元気村	大和郡山市矢田町44-4	有限会社かもん 代表取締役 米田千代子	平成18年11月1日

(平成18年12月27日揭示済)

**監 査**

**奈良市監査委員告示第15号**

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成18年12月27日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇  
同 幾田 邦夫  
同 米澤 保

- 1 監査対象  
財団法人 奈良市都祁地域振興財団
- 2 監査期間  
平成18年10月5日～同年12月25日
- 3 監査方法  
平成17年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、施設の実



査を行う等の方法で実施した。

#### 4 監査結果

事務及び事業は適正に執行されており、その出納に係る事務処理はおおむね適正に処理されていた。

また提出された財務諸表の計数も諸帳簿と符合し、収入状況及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

(参考)

#### 財団の概要

##### 1 設立年月日

平成3年3月12日

##### 2 設立目的

奈良市の委託を受け、奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁球技場の管理運営事業を実施すると共に、本財団主催による文化・福祉振興事業及び地域間・世代間交流促進事業等を交流センターで実施し、市民の文化芸術の振興と都祁地域や市街地の方との交流促進に寄与することを目的とする。

又、産業振興部においても奈良市の委託を受け、道の駅『針T・R・S(テラス)』内奈良市針テラス情報館、奈良市都祁農畜産物処理加工施設並びに奈良市都祁農林水産物処理加工施設の管理運営を行うとともに、加工施設においては、特産品の製造や開発を行い、情報館内の農産物直売所『つげの畑高原屋』で、それらの販売や地元農産物等の販売を行った。

更に、道の駅『針T・R・S(テラス)』にて地域や周辺の観光及びイベント等の情報提供に努めた。

##### 3 基本財産

30,000千円

##### 4 役員数及び職員数(平成18年3月31日現在)

理事 11名(非常勤10名、常勤1名)

監事 2名(非常勤)

職員 10名(うち嘱託6名)

##### 5 事業実施内容

###### (1) 管理運営事業

###### ① 文化施設

###### ア 奈良市都祁交流センター

住民の各クラブ団体による文化・芸術活動の拠点あるいは発表の場として広く提供すると共に、音楽鑑賞会、展覧会、研修会、講演会等の各種活動を助長し、住民の文化芸術意欲の高揚に努めました。本年度のホール使用率は20%、その他研修室使用率は37%、和室(3室)使用率は27%、利用者数は合計19,770人(内情報ラウンジ及び図書室利用者は5,669人)でした。

###### ② 体育施設

ア 奈良市都祁体育館 利用者数 8,635人

イ 奈良市都祁球技場 利用者数 10,127人

市村合併により市内の利用対象者が大幅に増加すると共に、夏場涼しい都祁地区の気象条件を生かした施設の利用推進に努めました。

###### ③ 産業観光施設

###### ア 奈良市針テラス情報館

都祁地区をはじめ奈良市の歴史や文化、観光情報を道の駅『針T・R・S(テラス)』を訪れた方に紹介するとともに、特産品や地域の農産物販売を通じ、奈良市・都祁地区の広報に努めました。

###### イ 奈良市農産物加工センター

(奈良市都祁農畜産物処理加工施設・奈良市都祁農林水産物処理加工施設)

地域農産物を利用した特産品の製造販売及び、新設された施設を利用した新商品の開発・販売に努め、地域農業の発展に寄与しました。

###### (2) 文化振興事業

###### ○ 奈良市都祁交流センター

住民の皆さんに、芸術あるいは演劇・音楽等を身近に鑑賞して頂ける機会を数多く提供するため、奈良市より財団法人奈良市都祁地域振興財団運営事業補助金の交付を受けて10行事を実施いたしました。

・奈良の山里ぶら〜り探訪シリーズNo3/No4

「ならまち散策」・「東大寺と二月堂お水取り」

・文化教室「編み物教室」・「カラオケ教室」・「日本画教室」

・合併記念講演会「浜村 淳 氏」

・子供人形劇「じごくのそうべい」

・南こうせつコンサート

・速水けんたろうファミリーコンサート

・子供向け文化教室「生け花教室」

・つげ夏祭り2005(財団とつげ商工会青年部共催)

・つげまつり2005(財団主催、文化協会・まちづくり協議会協賛)

・お話し会(絵本等の読み聞かせ)協力:つげおはなしの会

###### (3) 農産物直売事業

奈良市針テラス情報館内の農産物直売所「つげの畑高原屋」において地元特産品や農産物を販売いたしました。平成17年度の売上実績は、125,944千円、来客数は107,136人でした。

###### (4) 特産品事業

農産物加工施設において、特産のトマトジュースをはじめ、野菜ジュース、コンニャク、味噌、餅、惣菜などの製造及び販売を行いました。平成17年度販売実績は、15,146千円、施設の利用料収入は3,605千円でした。

###### (5) 農地管理事業

米作の農業機械への過剰投資を避けるため、主要4作業(耕起、代かき、田植、刈取)の請負仲介を行いました。平成17年度実績は、耕起17.8a、代かき17.8a、田植17.8a、刈取17.8aでした。

###### 6 決算状況

平成17年度の貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書及び財産目録は、次のとおりである。

## 貸借対照表(一般会計)

平成18年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	
<b>I 資産の部</b>		
1 流動資産		
現金	229,032	
普通預金	11,443,456	
未収入金	22,136	
流動資産合計		11,694,624
2 固定資産		
基本財産		
投資有価証券	9,997,000	
定期預金	20,003,000	
基本財産合計	30,000,000	
固定資産合計		30,000,000
資産合計		41,694,624
<b>II 負債の部</b>		
1 流動負債		
未払金	1,075,848	
返還金	8,267,667	
預り金	475,097	
流動負債合計		9,818,612
負債合計		9,818,612
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産		31,876,012
(うち基本金)		(30,000,000)
(うち当期正味財産減少額)		(1,733,000)
負債及び正味財産合計		41,694,624

収支計算書(一般会計)  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
I 収入の部				
1 基本財産運用収入	39,000	52,152	△13,152	
基本財産利息収入	39,000	52,152	△13,152	
2 事業収入	2,950,000	3,211,200	△261,200	
事業収入	2,950,000	3,211,200	△261,200	
3 補助金等収入	55,643,000	47,375,333	8,267,667	
事務局補助金収入	26,438,000	20,618,992	5,819,008	
文化福祉事業補助金収入	5,093,000	4,681,709	411,291	
地域間交流事業補助金収入	3,909,000	3,774,855	134,145	
交流センター管理受託収入	13,124,000	12,163,818	960,182	
都祁体育館管理受託収入	4,444,000	4,136,369	307,631	
都祁球技場管理受託収入	2,635,000	1,999,590	635,410	
4 雑収入	871,000	526,253	344,747	
受取利息	1,000	120	880	
雑収入	870,000	526,133	343,867	
5 固定資産売却収入	0	20,000,000	△20,000,000	
定期預金解約収入	0	20,000,000	△20,000,000	
当期収入合計(A)	59,503,000	71,164,938	△11,661,938	
前期繰越収支差額	1,733,000	3,609,012	△1,876,012	
前期繰越収支差額調整額	0	0	0	
収入合計(B)	61,236,000	74,773,950	△13,537,950	

科 目	予算額	決算額	差 異	備考
II 支出の部				
1 事業費	33,888,000	31,700,541	2,187,459	
事業費	33,888,000	31,700,541	2,187,459	
2 管理費	27,258,000	21,197,397	6,060,603	
役員報酬	2,450,500	2,210,300	240,200	
給料手当	12,540,000	8,264,000	4,276,000	
職員手当	5,853,500	5,284,251	569,249	
賃金	672,000	155,400	516,600	
福利厚生費	2,344,000	2,116,097	227,903	
食糧費	19,000	12,000	7,000	
交際費	30,000	0	30,000	
旅費	100,000	50,897	49,103	
消耗品費	758,000	739,757	18,243	
修繕費	70,000	57,750	12,250	
印刷製本費	7,100	0	7,100	
燃料費	108,000	107,318	682	
使用料賃借料	907,000	863,040	43,960	
租税公課	37,900	37,900	0	
負担金支出	85,000	60,800	24,200	
報償費	10,000	0	10,000	
役務費	683,000	656,187	26,813	
委託料	583,000	581,700	1,300	
3 固定資産取得支出	0	20,000,000	△20,000,000	
投資有価証券購入支出	0	9,997,000	△9,997,000	
定期預金預入支出	0	10,003,000	△10,003,000	
4 予備費	90,000	0	90,000	
当期支出合計 (C)	61,236,000	72,897,938	△11,661,938	
当期収支差額 (A) - (C)	△1,733,000	△1,733,000	0	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	1,876,012	△1,876,012	

正味財産増減計算書（一般会計）  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加原因の部		
1 基本財産運用収入		
基本財産利息収入	52,152	52,152
2 事業収入		
事業収入	3,211,200	3,211,200
3 補助金等収入		
事務局補助金収入	20,618,992	
文化福祉事業補助金収入	4,681,709	
地域間交流事業補助金収入	3,774,855	
交流センター管理受託収入	12,163,818	
都祁体育館管理受託収入	4,136,369	
都祁球技場管理受託収入	1,999,590	47,375,333
4 雑収入		
受取利息	120	
雑収入	526,133	526,253
合 計		51,164,938
II 減少原因の部		
1 事業費		
事業費	31,700,541	31,700,541
2 管理費		
役員報酬	2,210,300	
給料手当	8,264,000	
職員手当	5,284,251	
賃金	155,400	
福利厚生費	2,116,097	
食糧費	12,000	
旅費	50,897	
消耗品費	739,757	
修繕費	57,750	
燃料費	107,318	
使用料賃借料	863,040	
租税公課	37,900	
負担金支出	60,800	
役務費	656,187	
委託料	581,700	21,197,397
合 計		52,897,938
当期正味財産減少額		1,733,000
前期繰越正味財産額		3,609,012
期末正味財産合計額		1,876,012

## 財産目録(一般会計)

平成18年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	229,032	
普通預金	11,443,456	
未収入金	22,136	
流動資産合計		11,694,624
2 固定資産		
基本財産		
投資有価証券	9,997,000	
定期預金	20,003,000	
基本財産合計	30,000,000	
固定資産合計		30,000,000
資産合計		41,694,624
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金	1,075,848	
返還金	8,267,667	
預り金	475,097	
流動負債合計		9,818,612
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		9,818,612
正味財産		31,876,012

貸 借 対 照 表 (産業振興部特別会計)

平成18年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
<b>I 資 産 の 部</b>		
<b>1 流 動 資 産</b>		
現金	683,868	
普通預金	12,756,070	
売掛金	494,090	
未収金	2,708,532	
たな卸資産	8,621,839	
前払費用	35,805	
流動資産合計		25,300,204
<b>2 固 定 資 産</b>		
その他の固定資産		
車両運搬具	44,274	
什器備品	925,805	
減価償却引当預金	4,998,436	
経済変動引当預金	4,300,000	
その他の固定資産合計	10,268,515	
固定資産合計		10,268,515
資 産 合 計		35,568,719
<b>II 負 債 の 部</b>		
<b>1 流 動 負 債</b>		
買掛金	2,056,244	
未払金	1,489,319	
未払消費税等	660,100	
未払費用	3,624,885	
仮受金	7,792,736	
流動負債合計		15,623,284
負 債 合 計		15,623,284
<b>III 正味財産の部</b>		
正味財産		19,945,435
(うち当期正味財産減少額)		(1,898,919)
負債及び正味財産合計		35,568,719

収支計算書(産業振興部特別会計)  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位:円)

科目	予算額	決算額	差異	備考
<b>I 収入の部</b>				
1 事業収入	76,595,000	72,971,683	3,623,317	
事業収入	76,595,000	72,971,683	3,623,317	
2 雑収入	1,000	24,253	△23,263	
受取利息	1,000	187	813	
雑収入	0	24,076	△24,076	
3 特定預金取崩収入	3,801,000	1,000,000	2,801,000	
経済変動引当預金取崩収入	3,801,000	1,000,000	2,801,000	
当期収入合計(A)	80,397,000	73,995,946	6,401,054	
前期繰越収支差額	2,134,000	2,134,484	△484	
前期繰越収支差額調整額	0	0	0	
収入合計(B)	82,531,000	76,130,430	6,400,570	
<b>II 支出の部</b>				
1 事業費	72,305,000	65,261,689	7,043,311	
事業費	72,305,000	65,261,689	7,043,311	
2 管理費	9,790,000	9,414,037	375,963	
給料手当	4,198,000	4,196,201	1,799	
賞与	1,537,000	1,376,022	160,978	
福利厚生費	867,000	866,894	106	
通信運搬費	10,000	1,290	8,710	
消耗品費	17,000	16,635	365	
保険料	170,000	167,860	2,140	
租税公課	1,595,000	1,403,737	191,263	
報償費	1,233,000	1,232,700	300	
車両費	160,000	151,568	8,432	
手数料	3,000	1,130	1,870	
3 特定預金支出	436,000	435,428	572	
減価償却引当預金支出	436,000	435,428	572	
当期支出合計(C)	82,531,000	75,111,154	7,419,846	
当期収支差額(A) - (C)	△2,134,000	△1,115,208	△1,018,792	
次期繰越収支差額(B) - (C)	0	1,019,276	△1,019,276	



正味財産増減計算書（産業振興部特別会計）  
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額	
I 増加原因の部		
1 事業収入		
事業収入	72,971,683	72,971,683
2 雑収入		
受取利息	187	
雑収入	24,076	24,263
合 計		72,995,946
II 減少原因の部		
1 事業費		
事業費	64,902,180	64,902,180
2 管理費		
給料手当	4,196,201	
賞与	1,376,022	
福利厚生費	866,894	
通信運搬費	1,290	
消耗品費	16,635	
保険料	167,860	
租税公課	1,403,737	
報償費	1,232,700	
車両費	151,568	
手数料	1,130	9,414,037
3 減価償却費		
車両運搬具減価償却額	12,574	
什器備品減価償却額	422,854	
前払費用減少額	143,220	578,648
合 計		74,894,865
当期正味財産減少額		1,898,919
前期繰越正味財産額		2,134,484
期末正味財産合計額		235,565

財産目録(産業振興部特別会計)

平成18年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金	683,868		
普通預金	12,756,070		
売掛金	494,090		
未収金	2,708,532		
たな卸資産	8,621,839		
前払費用	35,805		
流動資産合計		25,300,204	
<b>2 固定資産</b>			
その他の固定資産			
車両運搬具	44,274		
什器備品	925,805		
減価償却引当預金	4,998,436		
経済変動引当預金	4,300,000		
その他の固定資産合計	10,268,515		
固定資産合計		10,268,515	
<b>資産合計</b>			35,568,719
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
買掛金	2,056,244		
未払金	1,489,319		
未払消費税等	660,100		
未払費用	3,624,885		
仮受金	7,792,736		
流動負債合計		15,623,284	
<b>2 固定負債</b>			
固定負債合計		0	
<b>負債合計</b>			15,623,284
<b>正味財産</b>			19,945,435

(平成18年12月27日揭示済)

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。  
平成18年12月27日

奈良市監査委員 吉田 肇  
同 中嶋 肇

同 幾田 邦夫  
同 米澤 保

1 監査対象

市民生活部 病院事業課  
市民安全室 地域安全課 地域活動推進課  
人権文化推進室 人権・同和施策課  
人権文化センター(鼓阪、みかさ、佐保、

あすか、古  
市、横井、  
大安寺、杏、  
辰市)

環境清美部 施設課 リサイクル推進課 ま  
ち美化推進課  
土地改良清美事務所

出張所 東部 北部  
月ヶ瀬行政センター 庶務課 住民課  
都祁行政センター 庶務課 業務課 住民課  
(消防局)  
消防総務部 職員課  
生活安全部 警防課 指令課  
(教育委員会)  
教育総務部 教育企画課 学務課  
人権・同和教育推進室 少年指  
導センター

高等学校 一条  
中学校 飛鳥 柳生 京西  
小学校 飛鳥 佐保 鳥見 平城 大安  
寺西 伏見南 月ヶ瀬 都祁

幼稚園 飛鳥 佐保 鳥見 平城 大安  
寺西 伏見南

社会教育部 文化財課 (埋蔵文化財調査セン  
ター含む)  
体育課 (南部体育館、青少年野  
外活動センター含む。)

図書館 中央 西部 北部

2 監査期間  
平成18年10月16日～同年12月27日

3 監査方法  
平成18年度の財務に関する事務の執行について、あ  
らかじめ求めた平成18年9月末日現在の資料に基づき、関  
係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合  
を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で  
実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支  
出に係る旅費(宿泊を伴うもの)、委託料、負担金補助  
及び交付金の事務処理を重点に、旅行命令簿、契約書、  
補助金等交付申請書、支出負担行為伺書等の関係書類を  
監査した。旅費、委託料及び負担金補助及び交付金の件  
数は、次表のとおりである。

部	課	旅費	委託料	補助金
市民生活部	病院事業課	—	4	1
	地域安全課	—	12	6
	地域活動推進課	—	6	3
	人権・同和施策課 (人権文化センター含む)	12	27	2
環境清美部	施設課	—	1	—
	リサイクル推進課	—	11	1
	まち美化推進課	—	3	—
	土地改良清美事務所	2	9	4
出張所	東部出張所	—	1	—
	北部出張所	—	5	—
月ヶ瀬行政センター	庶務課	—	13	4
	住民課	—	1	—
都祁行政センター	庶務課	—	5	2
	業務課	4	7	—
	住民課	—	2	—
消防局				
消防総務部	職員課	—	7	1
生活安全部	指令課	—	4	—
	警防課	—	—	—
教育委員会				
教育総務部	教育企画課	1	—	—
	学務課	1	8	3
	人権・同和教育推進室	3	6	1
	少年指導センター	6	29	—
	学校・園	21	—	—
社会教育部	文化財課 (埋蔵文化財調査センター含む)	5	48	10
	体育課 (南部体育館、青少年野外活動センター含む)	4	17	11
	中央図書館	—	1	—
	西部図書館	—	6	—
	北部図書館	—	—	—
合計		59	233	49

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

病院事業課

医業収益の過年度分の未収額は、監査時において9,481,454円となっている。(社)地域医療振興協会とともに、未収の解消に向け、徴収努力を要望する。地域活動推進課

日赤奈良市地区奉仕団補助金の交付においては「奉仕活動と連帯感に満ちた明るいまちづくりを推進しておりますが、これに必要な経費については、市補助金等により運営しておりますので、事業完了前に補助金の前払いを受ける必要があるため」という理由により、全額前金払いされていた。補助金の交付に際しては、従来から、事業内容及び補助の必要性・効果等を精査し、交付時期の決定をされるよう要望してきたところである。

前金払いについては、奈良市補助金等交付規則第17条第1項ただし書で認められてはいるが、原則として完了払いであることから、前金払いの理由を具体的かつ明確に記載させるとともに、その必要性和交付時期を精査されたい。

人権・同和施策課

(1) 生業資金貸付金の滞納繰越分の収入未済額(2,150,424円)の徴収努力を要望する。また、長期化した滞納債権であることから、追跡調査及び分析を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

(2) 施設修繕において、保管必要書類である施設修繕台帳、見積書及び完了届のないのが見受けられた。契約規則に則った適正な事務処理をされたい。

人権文化センター

みかさ人権文化センター

西之阪女性学級館外研修について、学級生の参加者が少なく、事業の見直しを検討されたい。

環境清美部

まち美化推進課

監査時において郵便切手の保有額が、年間使用額に対して多額であった。早急に必要額を精査し、物品の管理換等も含めた有効な事務処理をされたい。

土地改良清美事務所

契約締結の方法は、一般競争入札によるべきことが原則とされるが、第2工区分離排水整備工事において、一体としての工事施工を分割発注し、随意契

約されているように見受けられた。発注方法に留意されたい。

月ヶ瀬行政センター

庶務課

月ヶ瀬温泉使用料及び売店等売上収入については、月ヶ瀬温泉名義の通帳に保管され、1か月分をまとめて翌月に指定金融機関に振り込まれていた。

収納された現金については、月ヶ瀬温泉名義の通帳に保管することなく、会計規則第9条に基づき、速やかに指定金融機関等に払い込みの手続きをされたい。

消防局

生活安全部

指令課

指令業務用消耗品の購入において、同一の物品を、同一業者に対し、短期間のうちに3万円未満で分割発注されていた。適正な事務処理をされたい。

教育委員会

社会教育部

文化財課

祭文・祭文踊り後継者育成補助金及び八島の六斎念仏後継者育成補助金においては、本年度収支予算書と前年度収支決算書の詳細が不十分であった。補助金の交付に際しては、従来から、事業内容及び補助の必要性・効果等を精査されるよう要望してきたところである。

奈良市補助金等交付規則第5条第1項の規定によると、市長は補助金等の申請があったときは当該申請に係る書類の審査等により速やかに補助金等の交付を決定することとなっている。また、同規則第15条の規定によると補助金等実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査等により交付の決定内容等を調査し、補助金等の額を確定することとなっている。規則に則り提出書類の精査等適正な審査をされたい。

(平成18年12月27日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第45号

平成19年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成18年12月20日

奈良市水道事業管理者

中 尾 一 郎

平成19年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成19・20年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定

めたので、競争入札に参加しようとされる方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）及び準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は追加年受付となりますので、平成18年2月に申請されなかった方（新規に申請される方を含む。）を対象とします。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成17・18年度分の市民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分）及び固定資産税に係る滞納税額がないこと。
- (3) 平成17・18年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。

2 受付期間

平成19年2月14日（水）から同月28日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

3 受付時間

午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟6階 第23会議室  
〈問い合わせ先〉奈良市水道局業務部経理課  
電話番号 0742-34-5200（代表）

5 申請方法

郵送又は持参受付としますが、市外業者および準市内業者は可能な限り郵送で申請してください。（郵送受付は2月1日から2月28日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 郵送先

〒630-8001  
奈良市法華寺町264番地1  
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

7 登録有効期間

- (1) 市外業者 2年間（平成19・20年度）
- (2) 市内業者・準市内業者 1年間（平成19年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認められたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合及び記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保します。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、業務部経理課に変更届を提出してください。

(5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項に規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成17年10月1日から平成18年9月30日までの間に審査基準日を有するもの）を受けている者

〈市外業者〉（市内に建設業法に基づく本店又は支店等を有しない者）

ア) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（中央公契連の統一様式）

イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有する最新のもの）

ウ) 営業所一覧表

エ) 技術職員名簿又は技術者経歴書

オ) 工事経歴書

カ) 建設業許可申請書（別表（役員名・許可業種・営業所を明らかにする部分）を含む写し）

キ) 法人税（個人業者の場合は所得税）に係る納税証明書（写し）

・法人（その3）又は（その3の3）様式

・個人（その3）又は（その3の2）様式

ク) 委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）

ケ) 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの）

コ) 商業登記簿謄本（写し）（法人のみ）

※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認してください。

〈市内業者〉（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市水道局の様式）

イ) 建設業許可通知書（写し）

ウ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有する最新のもの）

エ) 技術職員名簿及び工事経歴書（写し）

オ) 納税証明書（写し）

・法人 平成17・18年度分の法人市民税及び固定資産税に係るもの

（ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分）

- ・個人 平成17・18年度分の市民税及び固定資産税に係るもの
- カ) 国民健康保険納付証明書(写し)(個人のみで平成17・18年度分に係るもの)
- キ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- ク) 商業登記簿謄本(写し)(法人のみ)
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号及び組合における役職名が記載されているもの)及び審査対象とする組合員のウ)に掲げる書面を提出してください。

〈準市内業者〉(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(中央公契連の統一様式)
- イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成17年10月1日から平成18年9月30日の間に審査基準日を有する最新のもの)
- ウ) 営業所一覧表
- エ) 技術職員名簿又は技術者経歴書
- オ) 工事経歴書
- カ) 建設業許可申請書{別表(役員名・許可業種・営業所を明らかにする部分)を含む写し}
- キ) 納税証明書(写し)
  - ・法人 平成17・18年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分)及び固定資産税に係るもの
- ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
- ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- コ) 商業登記簿謄本(写し)(法人のみ)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

- (2) 測量・建設コンサルタント等
- 1 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
  - 2 測量業者(測量法による登録業者)
  - 3 建築設計業者(建築士法による登録業者)
  - 4 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
  - 5 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
  - 6 その他(1～5以外で調査業務等について営業する者)

- ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(中央公契連の統一様式)
- イ) 営業所一覧表
- ウ) 技術職員名簿又は技術者経歴書
- エ) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写し)
- オ) 財務諸表(直近1年度分)
  - なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者及び補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- カ) 納税証明書(写し)
  - ・市外業者
    - 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)
      - 法人 (その3)又は(その3の3)様式
      - 個人 (その3)又は(その3の2)様式
  - ・市内業者および準市内業者
    - 法人 平成17・18年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分)及び固定資産税に係るもの
    - 個人 平成17・18年度の市民税及び固定資産税に係るもの
- キ) 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみで平成17・18年度分に係るもの)
- ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
- ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
- コ) 商業登記簿謄本(写し)(法人のみ)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(平成18年12月20日揭示済)

奈良市水道局告示第46号

平成19・20年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成18年12月20日

奈良市水道事業管理者  
中尾 一郎

平成19・20年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成19・20年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

- 1 指名競争入札（見積り）に参加する者に必要な資格
  - (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
  - (2) 平成17・18年度分の市民税（法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合、平成16・17年度分）及び固定資産税に係る滞納税額がないこと。
  - (3) 平成17・18年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。
  - (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
  - (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
  - (1) 受付期間  
平成19年 2月14日（水）～平成19年 2月28日（水）  
（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (2) 受付時間  
午前 9 時30分～正午、午後 1 時～午後 4 時
- 3 受付場所及び申請方法
  - (1) 受付場所  
奈良市役所庁舎北棟 6 階 第23会議室  
〈問い合わせ先〉奈良市水道局業務部経理課  
別表第 1

- TEL 0742-34-5200（代）
- (2) 申請方法  
郵送又は持参受付とします。  
（市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者の方は郵送可としますが、郵送受付は 2 月 1 日から 2 月28日までの消印有効とします。なお、連絡先・担当者名を明記してください。後日、指名競争入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）
  - 4 郵送先  
〒630-8001 奈良市法華寺町264番地 1  
奈良市水道局業務部経理課入札係
  - 5 登録有効期間  
2 年間（平成19年 4 月 1 日～平成21年 3 月31日）
  - 6 その他留意事項
    - (1) 新規に申請された方は、原則として 1 年間は入札指名を留保します。
    - (2) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載します。また、ホームページをご覧になれない方については、業務部経理課窓口で配布しますが、郵送でのお取り寄せはできません。（申請書の配布は平成19年 1 月 4 日以降になります。）
    - (3) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

提 出 書 類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等） （様式第 1 号）	○	○	入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 （様式第 2 号- 1） （様式第 2 号- 2）	○	○	
3	契約実績調書・取扱種目 （様式第 3 号- 1） （様式第 3 号- 2）	○	○	過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 （様式第 4 号- 1） （様式第 4 号- 2）	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。  例－警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備土免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。
5	使用印鑑届 （様式第 5 号）	○	○	奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 （様式第 6 号）	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合 （注）委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 （様式第 7 号）	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。

8	印鑑証明書(原本)	○	○	法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記簿謄本(写し可)	○		法務局が証明するもの
10	納税証明書(写し可) *市内業者(本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む) ・市民税(法人市民税) (最近2箇年分) ・固定資産税 (最近2箇年分) *市外業者(国税) 個人・・・所得税 (その3又はその3の2) 法人・・・法人税 (その3又はその3の3)	○	○	個人・法人 平成17・18年度分の市民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成18年度分が確定していない場合は、平成16・17年度分)及び固定資産税(市民税課で証明)  (税務署で証明)
	納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 (最近2箇年分)		○	個人 平成17・18年度分の国民健康保険料(平成18年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)
11	カタログ・定価表等	△	△	
(注) ・ ○印は、各業者の方が必ず提出するもの ・ △印は、必要な業者の方のみが提出するもの ・ 番号9・10の書類については、複写を認めます。				

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続が必要です。
- 郵送の場合は、連絡先・担当者を明記してください。(2月28日消印有効)  
この際、指名競争入札参加資格審査申請書受領書送付のため、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。
- 提出していただいた入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

10 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじ(様式第7号を除く。)にしてください。  
別表第2及び様式第1号から様式第8号まで省略  
(平成18年12月20日揭示済)

奈良市水道局告示第47号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年12月25日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
ガーデン・クリス	栗須 正	奈良市田原春日野町72番地	平成18年12月15日

(平成18年12月25日揭示済)

奈良市水道局管理規程第11号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年12月28日

奈良市水道事業管理者  
中尾一郎

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程  
奈良市水道局職員就業規則(昭和33年奈良市水道局管理



規程第6号)の一部を次のように改正する。

第38条の2を次のように改める。

(病気休暇)

第38条の2 職員の病気休暇の期間は、医師の証明等に基づいて療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、その期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。

(1) 公務上又は通勤による負傷又は疾病 引き続き1年を超えない期間

(2) 結核性疾患 引き続き1年を超えない期間

(3) その他の負傷又は疾病 一の年につき90日を越えず、かつ、引き続き90日を越えない期間

2 病気休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

3 病気休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に承認されている病気休暇(公務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患によるものを除く。)については、この規程の施行の日以後の日数に限り、この規程による改正後の奈良市水道局職員就業規則第38条の2に規定する期間に算入するものとする。

(平成18年12月28日揭示済)

## 教育委員会

### 奈良市教育委員会告示第26号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成18年12月18日

奈良市教育委員長 植松 滋子

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市富雄元町四丁目8番1号

富雄公民館元町分館管理協議会

会長 半田 勝久

2 指定管理者の指定の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。

(2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。

(3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定めること。

(平成18年12月18日揭示済)

### 奈良市教育委員会告示第27号

平成19年1月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成18年12月27日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日時

平成19年1月9日(火)

午後2時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

(1) 第60回奈良市民体育大会冬季大会スキー競技会の開催について

2 議事

議案第46号 奈良市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について

議案第47号 人事について

議案第48号 奈良市社会教育委員の委嘱について

議案第49号 平成19年度補助するスポーツ団体に対する諮問について

3 その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について  
1月～2月

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年12月27日揭示済)

## 選挙管理委員会

### 奈良市選挙管理委員会告示第68号

検察審査会法第10条第1項及び第5項の規定により平成19年度検察審査員候補者を選定し、検察審査員候補者名簿を調製しましたので、同法第11条第2項の規定により当該名簿に登載された者の氏名を次のとおり告示します。

平成18年12月25日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

1 平成19年度検察審査員候補者 別紙のとおり

別紙

第1群

上野 一也	南口 辰雄	上郡 つや子
徳永 将	上田 延子	岩田 弘子
西村 隆	田中 志子	鈴木 浩史
海崎 陽一	山本 成美	福本 郁代
橋本 玲子	近藤 詔子	森川 二六
勝本 繁夫	中森 清美	荻原 幸二
西窪 勝久	川村 真二	友田 千鶴子
藤本 美恵子	阿部 昌弘	岡本 朗子

古谷 隆志	仲西 孝子郎	上中 直哉
武内 良治	齋藤 美和	大田 正子
大野 末子	吉井 喜雄	岡田 文男
大里 まゆみ	藤本 浩司	城山 美香
北川 敏子	若松 直子	辻本 邦子
瓜生 ユキエ	吉岡 久晴	上田 亨
池内 正寿	岡本 修	
門 恵	柳井 聖一	

第2群

吉本 周平	宮島 武志	黒田 利恵
北村 道郎	古池 敏行	鈴木 敏介
浅野 智子	明田 茂子	仲野 忠則
行武 邦彦	富田 昌利	鯖戸 清尋
田中 聡	三岡 聖子	本郷 直人
杉本 昌大	上林 厚子	榊山 智子
大石 勝子	山雄 房子	小倉 道子
小中 正治	松尾 初子	麻野 隆寿
山下 敬子	迫本 孝恵	山本 實信
和田 せつ子	朝倉 理恵	山下 善弘
山下 順子	坂口 亜紀	丸谷 晶子
辰巳 キョ	山中 テイ	川端 章嗣
井上 嘉基	東中 芳一	山本 智子
浜浦 照子	植田 昌孝	森 志津子
春日 義延	岡島 順子	
平島 朋子	平井 誠一	

第3群

藤井 麻衣	小寺 眞人	西浦 知彦
川邊 美紀	古田 浪子	三樹 美誉子
瀧本 歩	伊藤 榮二	樋上 高司
野村 信夫	平野 雄大	中島 圭一
高橋 幸博	井上 美也子	石塚 義人
丸田 義行	千澤 眞貴子	今中 富乃
上手 千晴	稲葉 恵美子	大久保 喜三
中川 行雄	鈴木 智子	高橋 富美
福田 喜美	鷺見 峰子	北條 和子
上田 すみ	志智 重明	大東 麻理代
大土居 秀樹	丸山 美奈子	吉田 泉
並川 正彦	佐々木 ノブ	岸川 幸夫
中村 五十一	今西 幸子	森田 真規子
川端 千晶	松橋 實	松岡 祐美
小島 一男	中沢 美代子	
坂本 志磨子	池田 佳靖	

第4群

上垣 浩一	松村 由喜男	北村 謙
梅谷 優紀子	堂脇 厚男	橋本 信子
西澤 佐知子	阪本 真衣	藤谷 比奈子
岡本 和夫	石飛 卓也	荒木 弘
齋藤 知枝	福田 厚	吉田 春枝
山村 直美	三谷 恭代	中野 雅史
岡田 登紀子	乾 光子	村上 修
和田 澄江	宮崎 園	奥田 政治
東山 律子	松下 淳	森村 彰博
出口 秀子	北川 省吾	藤井 勝敏
寶示 富美子	中條 義幸	有田 彩子
園屋 栄	木村 京	仲野 由起子
岩橋 道江	中田 晴康	津田 進
三角 伸行	福島 慎子	柳原 須美子
大澤 カツ子	伊藤 三次	赤松 裕美

(平成18年12月25日揭示済)

## 農業委員会

奈良市農業委員会告示第27号

奈良市農業委員会平成19年1月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成18年12月28日

奈良市農業委員会  
農地部長 奥谷 勝紀  
記

- 1 日時  
平成19年1月12日(金)午後2時30分
- 2 場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
  - (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
  - (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
  - (3) 農地の競売に係る買受適格証明について(委員会)
  - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
  - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
  - (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
  - (7) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
  - (8) 水田利用転換届出について
  - (9) 水田・畑地造成形質変更届出について
  - (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあせん結果について
  - (11) 許可・受理の取消しについて
  - (12) 知事許可について(12月許可分)

(平成18年12月28日揭示済)